

3 新たな財源の必要性等について

資料3

3-1 新たな財源の必要性について（まとめ）

○ 公的関与が必要な森林整備等の財源について整理すると次のとおりとなる。

① 森林環境譲与税の用途との関係

森林環境譲与税の主たる活用対象は「区分ア（条件不利人工林（一般私有林）」である。

② 既存予算との関係

「区分イ～エ」に森林環境譲与税を充当することも可能とされるが、区分アを中心に充当することを前提にすると、区分ア以外の整備に必要な財源は不足している。

また、従来 of 既存事業予算では、公益的機能の発揮に必要な森林整備には十分に対応できない状況にある。

③ 野生鳥獣被害対策に係る財源

森林の公益的機能発揮のための施業のほか、野生鳥獣被害対策のための緩衝帯の整備についても取組が必要であるが、これについては譲与税の対象外である。



○ このため、これらの取組を進めるために新たな財源を確保する必要がある。

3-2 財源確保についての意見

① 仮に税を導入する場合、従来 of 一般財源（既存事業予算）の枠内で対応できない理由や緊急性が高まっていることの説明が必要である。

- ・ 今手を入れれば少ないコストで元に戻せるが、10年後にこれを再生させるとなると、労力やコスト、時間がかかることも緊急性があるといえる。
- ・ 森林自体を管理している人達が山からいなくなり、地域・コミュニティーがなくなるおそれがあることを考慮すると緊急性を要する

② 税等が必要なときに、森林の少ない市町村の住民にどう理解してもらうか。

- ・ 他の所にある森林でも、水源や防災などの機能を有する森林にそうした財源を充てていくということが、間接的に市民を守ることになるといった説明が必要である。